

入札・契約制度説明会

日 時:平成29年3月28日(火) ① 午前10時30分～

② 午後 3時00分～

場 所:金沢歌劇座(2F)大集会室

次 第

- | | | |
|-----|------------------------------------|----|
| 1 | 前払金の有効活用のご提案
＜東日本建設業保証(株) 石川支店＞ | 1P |
| 2 | 平成29年度 入札・契約制度の改正について | |
| (1) | 入札参加資格要件の見直しについて | 1P |
| (2) | 総合評価方式の見直しについて | 2P |
| (3) | 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出方法の見直しについて | 3P |
| (4) | 契約約款の改正について | 4P |
| (5) | 解体工事の発注について | 4P |
| (6) | 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について | 4P |
| (7) | 平成29年3月改定の公共工事設計労務単価(新労務単価)等について | 6P |
| (8) | その他 | 7P |
| 3 | 検査体制について | |
| (1) | 平成28年度 検査結果について(2月末現在集計) | 8P |
| (2) | 平成29年度 入札参加条件について | 8P |

問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課

工事契約係・検査員室

電話076-220-2101 FAX076-220-2097

1 前払金の有効活用のご提案

東日本建設業保証株式会社 石川支店 課長 市村 要介 氏

メモ

2 平成29年度 入札・契約制度の改正について

【改正するもの】

(1) 入札参加資格要件の見直しについて（入札公告「3 入札参加資格」関係）

ア 施工実績

過去15年間の同種工事の施工実績を求めるものについて、成績評点調書で65点未満の評価を受けた工事は工事実績とは認めないこととします。

【公告文】…土木工事の一般的な場合

平成〇〇年4月1日以後に、石川県内において国、公団、地方公共団体又は公益企業発注の土木一式工事（契約額が130万円を超える工事に限る。）を元請として施工し、引き渡した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。ただし、金沢市、金沢市企業局及び金沢市立病院の工事に係るものにあつては、工事成績評点が65点以上（平成20年3月31日以前に竣工検査を受けた工事は70点以上）であること。

イ 直前1年間の工事成績

入札参加締切日の直前の1年間の工事成績評点の参加要件を次のとおり改正します。

<現行> 65点未満の工事成績がないこと。



<改正> 調査基準価格を下回った金額で契約し、工事成績評点が60点未満の成績がないこと。

【公告文】…土木工事の一般的な場合

平成〇〇年〇月〇日から入札参加申込の受付期間の最終日までの間に金沢市発注の土木一式工事の竣工検査を受けた者 当該竣工検査に係る工事成績評点に調査基準価格を下回った価格で契約し、工事成績評点が60点未満の成績がないこと。

ウ 直前2年間の平均工事成績

<現行> 工事成績評点の平均点が65点以上であること。 ⇒ 変更なし
(8千万円以上は平均点が70点以上。)

エ 実施時期について

平成29年4月1日以降に公告する案件から適用します。

(2) 総合評価方式の見直しについて

《評価基準を見直すもの》

ア 継続教育（CPD）制度

評価基準を一律の年間取得単位から各CPD協議会加盟団体推奨単位とします。

※「CPD協議会加盟団体別推奨単位一覧」は監理課ホームページをご確認ください。

〔国、石川県と同様〕

<配置予定技術者の技術力：継続教育（CPD）の取組状況>

評価内容	評価基準 < 現 行 >	簡易型 I・II	評価基準 < 改 正 >	簡易型 I・II
過去1年間の継続教育における取得単位を評価	継続教育の取得単位について、年間20単位以上の学習履歴有り	0.5	継続教育の取得単位について、 各団体の推奨単位以上 の学習履歴有り	0.5
	継続教育の取得単位について、年間10単位以上20単位未満の学習履歴あり	0.25	継続教育の取得単位について、 各団体の推奨単位の1/2以上推奨単位未満 の学習履歴有り	0.25
	継続教育の取得単位について、年間10単位以上の学習履歴無し	0	各団体の推奨単位の1/2以上 の学習履歴無し	0

イ 工事成績評点

企業の技術力に係る工事成績評点の加点について、評価の区割りを見直します。

<企業の技術力：工事成績>

評価内容	評価基準 < 現 行 >	簡易型 I・II	評価基準 < 改 正 >	簡易型 I・II
【土木系】 過去3年間の 工事成績 【建築・設備系】 過去5年間の 工事成績	80点以上	4	80点以上	4
	75点以上80点未満	3	78点以上80点未満	3
	73点以上75点未満	2	75点以上78点未満	2
	70点以上73点未満	1	70点以上75点未満	1
	実績無し	0	実績無し	0
	70点未満	-1	70点未満	-1

《評価項目を追加するもの》

ウ 不正行為

技術提案型に不正行為に対する評価項目を追加します。

＜不正行為：談合等に関する指名停止＞

評価内容	評価基準 < 現 行 >	技術提案型	評価基準 < 改 正 >	技術提案型
競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置状況	技術資料提出期限の翌日時点で、指名停止の終期の翌日から起算して6か月を経過していない場合		技術資料提出期限の翌日時点で、指名停止の終期の翌日から起算して6か月を経過していない場合	-2
	上記の時点で、6か月以上経過している場合		上記の時点で、6か月以上経過している場合	0

※改正後の評価基準については監理課ホームページをご確認ください。

エ 実施時期について

平成29年4月1日以降に公告する案件から実施します。

(3) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出方法の見直しについて 【国に準拠】

ア 工事関係

＜算出方法＞

直接工事費を2%引上げ（95%→97%）

項 目	改正前	改正後
最低制限価格の範囲 (低入札価格含む)	10分の7から 10分の9まで	同左
最低制限価格の 算出方法 (低入札価格含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費^{注)} ×0.95 ・共通仮設費 ×0.90 ・現場管理費^{注)} ×0.90 ・一般管理費 ×0.55 上記の合計×1.08 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費^{注)} ×0.97 ・共通仮設費 ×0.90 ・現場管理費^{注)} ×0.90 ・一般管理費 ×0.55 上記の合計×1.08

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額（10%）を現場管理費に振り替えて算出

イ コンサルタント業務関係

＜算出方法＞

土木コンサル・・・一般管理費を3%引上げ（45%→48%）

測量業務・・・諸経費を3%引上げ（45%→48%）

対象業務	改正前	改正後
土木コンサル外業務	直接人件費+直接経費+ その他原価×0.9+一般管理費×0.45	直接人件費+直接経費+ その他原価×0.9+一般管理費×0.48
測量業務	直接測量費+測量調査費+ 諸経費×0.45	直接測量費+測量調査費+ 諸経費×0.48

ウ 導入時期について

平成29年4月1日以降に公告する案件から適用します。

エ 工事関係の最低制限価格等の端数処理（変更なし）

最低制限価格等の算出で上限値（10分の9）又は下限値（10分の7）で算出された額については、千円未満の端数の切捨ては行いません。（1円未満の端数を切捨て。）

(4) 契約約款の改正について

ア 前払金返還利息及び支払遅延利息の改正

現行 年2.8% → 改正 年2.7%

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき率を改める件)

イ 適用時期について

平成29年4月1日以降に契約する案件から適用します。

(5) 解体工事の発注について

ア 解体工事の入札に参加できる者(以下の①又は②)

① 解体工事に関する有資格者

② とび・土工・コンクリート工事業に関する有資格者であって、平成28年5月31日以前から継続してとび・土工・コンクリート工事の許可を有する者

イ 工事現場に配置する技術者の取扱い

改正後の建設業法に基づき、解体工事業の主任(監理)技術者となりうる者を配置する事が必要です。

ウ 完成工事高の取扱い

一般競争入札に係る工事毎の入札参加資格審査については、当面の間、経営事項審査結果通知書の「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」区分の完成工事高に基づき審査を行います。

なお、旧の様式による経営事項審査結果通知書(解体工事業の無い旧様式)を有する場合は従来どおり、「とび・土工・コンクリート工事」区分とします。

【実施済みのもの】

(6) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について(石川県と同様)

(平成28年6月15日改正)

建設業法施行令の一部改正により、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いが改正されたため、配置要件を次のとおり再度緩和しました。

- ・工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計

改正前 3,000万円 ⇒ 改正後 4,000万円

(建築一式工事は 改正前 4,500万円 ⇒ 改正後 6,000万円)

- ・主任(監理)技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額

改正前 2,500万円 ⇒ 改正後 3,500万円

(建築一式工事は 改正前 5,000万円 ⇒ 改正後 7,000万円)

【主任技術者について】

ア 主任技術者の専任制の緩和について(下請金額の合計を改正)

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼任を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が10
km程度の近接した場所にある
場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- 新工法を採用した工事
- 施工条件が厳しい工事
- 第三者に対する影響が大きい工事
- トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が4,000万円 (建築一式は、6,000万円) 以上) 等

イ 主任技術者の兼務に関する手続きについて (従来のとおり)

(ア) 主任技術者の兼務に関する条件明示について

設計図書 (特記仕様書等) に条件を明示

当該工事の配置予定技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

(イ) 主任技術者の兼任承認申請について

次の場合には兼務承認申請書 (様式1) により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

- ◎ 現在、施工中の他発注機関工事に専任で配置している主任技術者を本市発注工事の主任技術者 (専任・非専任を問わない。) として配置しようとする場合 (注) なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

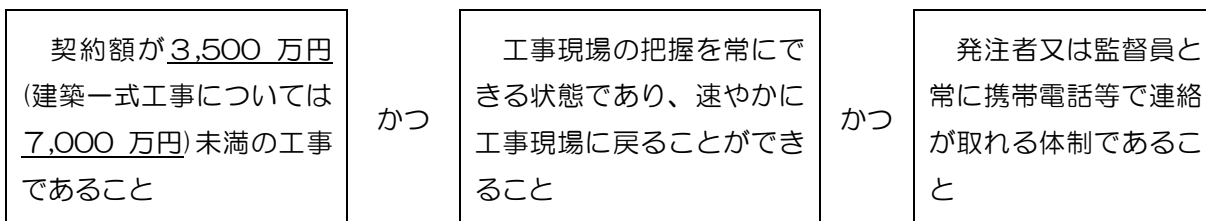
(ロ) 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書 (様式2) により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

【現場代理人について】 (専任に係る契約額を改正)

ウ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます (工事毎の設計図書 (特記仕様書等) に常駐義務を緩和することができる工事であるか否かを明示。)



エ 現場代理人の兼務について

(6)ウにより常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務できる工事の件数 … 概ね2、3件程度
- ◎ 兼務できる工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね30分以内であること。

- ◎ 兼務できる工事の範囲 …
 - 契約額が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと（他の工事の専任技術者でないこと。）。
 - 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね7,000万円未満であること。

オ 現場代理人の兼務確認申請について（従来のとおり）

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書（様式3）**によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】（変更なし）

カ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。（金沢市工事請負契約約款第10条第5項）

キ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても(6)ウ、エに関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

(7) 平成29年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について

ア 適用開始時期

平成29年3月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。

（一部、旧労務単価含む）※ 例年4月に実施される改定を前倒して実施

イ 新労務単価の適用に伴う特例措置について

新労務単価の適用に併せ、旧労務単価で予定価格を積算し、平成29年3月1日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

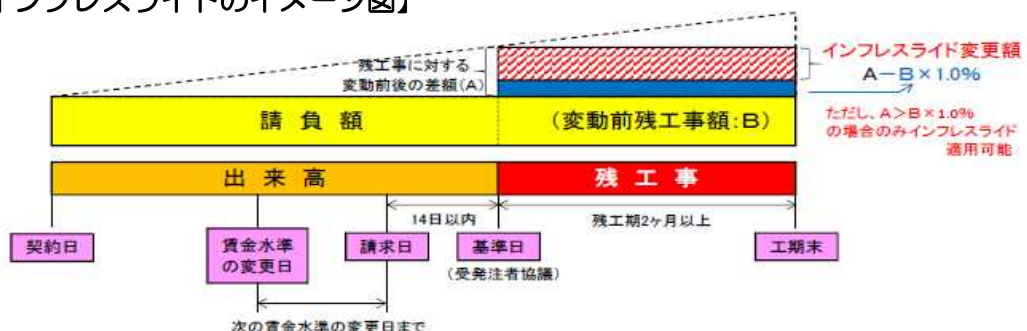
ウ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、平成29年2月28日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- 残工事が基準日から2箇月以上あること。
- 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

※基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

【インフレスライドのイメージ図】



エ 申請先等について

申請、請求、手続き等については設計担当課へお問い合わせください。

(8) その他

ア 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「下請負人選定理由書」を提出すること。
- ・ 下請代金や支払い条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに工事請負下請人通知書を提出すること。

イ 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者を社会保険へ加入を勧めるよう指導します。
- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成27年度から）

ウ ホームページの活用

- ・ 一般競争入札の公告は、監理課内に掲示するとともに、ホームページに掲載。
- ・ 発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載。

※ 定期的に監理課ホームページのチェックを

監理課HPアドレスはこちら

→ <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/top/kanri.html>

金沢市ホームページ「いいねっと金沢」のビジネス情報からアクセス可。

エ 設計図書等の閲覧(ダウンロード)

「入札情報システム（PPI）」へログインして、「入札予定」→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロード

オ 入札結果の閲覧

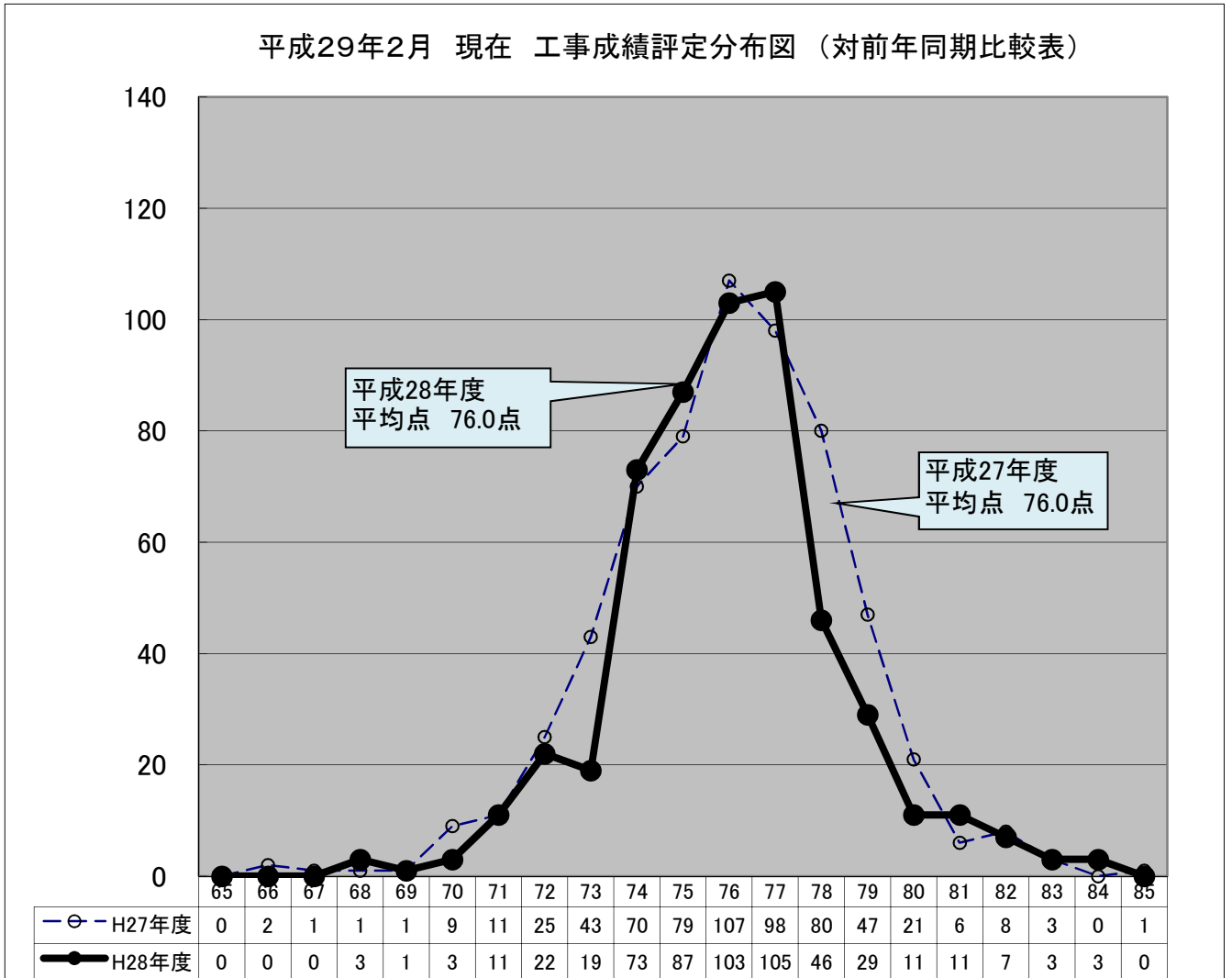
H26.1.28以降に落札決定した案件について、入札情報システム（PPI）での閲覧可。

カ 電子入札における注意事項

- (ア) 入札書に添付する工事費内訳書は、独自様式を使用しないこと。
具体例：本市指定のファイルの書式を独自に変更する等
- (イ) 入札参加申込時及び入札書提出時における添付ファイルの誤り
- (ウ) 認証カードの登録・変更手続は、発注者毎に必要。
- (エ) 認証カードの期限切れは、トラブルの原因となるので十分注意すること。
具体例：入札書提出時に使用したカードの有効期限が、開札日時に期限切れとなる場合
- (オ) 操作で不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせを。
 - 電子調達コールセンター TEL0570-011-311
 - 受付時間 平日の9:00～18:00

3 検査体制について

(1) 平成28年度 検査結果について（2月末現在）



	基準点	平均点	2月末現在における件数		
			全体	70点未満	65点未満
H27年度	65点	76.0点	613件	5件	0件
H28年度		76.0点	537件	4件	0件

(2) 平成29年度 入札参加条件について

年度	項目	制約付き一般競争入札の条件			
		① 過去2年間の平均点		② 直近1年間の成績	
H29年度	(対象年度)	(8,000万円以上)	(8,000万円未満)	調査基準価格を下回った価格で契約し、工事成績評点が60点未満の成績がないこと。	
	H27・28年度	70点以上	65点以上		